商品概要説明書

貯蓄貯金

(2022年11月29日現在)

1. 商品名 (愛称)	・貯蓄貯金	
2. 販売対象	・個人のみ	
3. 期 間	・定めなし	
4. 預入方法	, <u> </u>	
(1)預入方法	・随時預入	
(2)預入金額	・1円以上	
(3)預入単位	・1円単位	
5. 払戻方法	・随時払い戻し	ます
6. 利 息	N = 11	
(1)適用金利(2)利払頻度(3)計算方法(4)税 金	円以上100 00万円未満 の最終表の金 ・毎年2月と8 ・毎日の最日割 ・20%(国税15 (国税15	215%、地方税5%)※の分離課税となります F1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315% 5.315%、地方税5%)の分離課税となります。
(5)金利情報 の入手方法	・金利は店頭のい)金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せくださ
7. 手 数 料	手数料をいた ・2021年1 合には、未利	ードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定めるただきます(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) 0月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場 川用口座管理手数料をいただきます。 は、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる特約事項	・通帳レスロ座 ロ座利用規定	音者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます 登サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス どが適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサー 引用になれます
9. 中途解約時の 取扱い	_	
1 O. 貯金(預金) 保険制度 (公的制度)	5 1 条の 2 に 利息、要求払	4組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第二規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無ない、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)なわせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されま
11. 苦情処理措 置および紛争 解決措置の内 容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融担当部署(電話:0120-29-3925)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、世様なも近りはいるとなった。
	紛争解決措置	苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を 利用できます。上記当組合金融担当部署またはJAバンク相談所に お申し出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※)

そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、 兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合金融担当部署にお問い合わせ ください。)

公益社団法人 民間総合調停センター (大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)

- ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
 - ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会 議システム等により、共同して解決に当ります。
 - ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京 三弁護士会にお問い合わせください。

12. その他参考となる事項

- ・公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受 取りにはご利用できません
- ・総合口座の取扱いはできません
- ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月20日まで 未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただ きます。なお、翌月19日までに記帳いただいた場合は、合計して記帳すること はいたしません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいずみの